

岡崎市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）との間において、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもとに、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、乙における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）地域の活性化に関すること。
- （2）産業の振興に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）福祉の推進に関すること。
- （5）教育及び人材育成に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

（連絡協議会の設置）

第3条 本協定にもとづく連携・協力推進のため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の設置に関する要綱は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれから有効期間満了の日の2カ月前までに別段の申し出がなされないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年9月6日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

内田 康宏



乙 豊橋市町畑町1-1

愛知大学

学長

川井 伸

